

【表紙】	
【提出書類】	訂正報告書
【根拠条文】	法第27条の25第4項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	ベーカー & マッケンジー法律事務所 (外国法共同事業) 弁護士 高橋 謙
【住所又は本店所在地】	東京都港区六本木1-9-10アークヒルズ仙石山森タワー
【報告義務発生日】	該当なし
【提出日】	平成25年8月23日
【提出者及び共同保有者の総数(名)】	該当なし
【提出形態】	該当なし
【変更報告書提出事由】	該当なし

第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	Oakキャピタル株式会社
証券コード	3113
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京

第2【提出者に関する事項】

個人・法人の別	法人(外国会社)
氏名又は名称	アジア・エクイティ・バリュー・リミテッド (Asia Equity Value Ltd)
住所又は本店所在地	英領バージン諸島トートラ、ロード・タウン、ウィッカムズ・ケイ1、バンタープール・プラザ2階 (Vanterpool Plaza, 2 nd Floor, Wickhams Cay I, Road Town, Tortola, British Virgin Islands)
事務上の連絡先及び担当者名	東京都港区六本木一丁目9番10号 アークヒルズ仙石山森タワー ベーカー&マッケンジー法律事務所(外国法共同事業) 弁護士 高橋 謙 / 弁護士 谷田部 耕介
電話番号	03-6271-9900

第3【訂正事項】

訂正される報告書の報告義務発生日	平成25年5月14日(提出日:平成25年6月10日、変更報告書No.3)
訂正理由	平成25年6月10日付けにて変更報告書No.3を提出し、平成25年8月13日付けにてその訂正報告書を提出しましたが、記載事項に誤りがありました。よって当該変更報告書等を取下げるとともに、本日付で新たに変更報告書No.3を提出致します。